

## 議案第9号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年7月31日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照雄

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）により、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認の措置等がなされたことに鑑み、本組合の職員についても同様の措置を講じるため、本案を提出するものである。

## 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第20号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。